

平成30年3月14日

平成30年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 TEL072-674-7502

水道部総務企画課 TEL072-674-7952

平成30年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 予定価格の事後公表を実施

平成30年4月から、建設工事に係る入札案件の、予定価格の事後公表を以下の範囲で実施します。これは、入札に参加する業者が適切に積算を行うことを目的とします。

予定価格	入札方式
5,000万円以上(平成30年4月公告分から)	制限付一般競争入札

2 一次下請業者の社会保険等未加入対策の実施

建設工事の入札における元請の参加資格として、社会保険等の加入を資格要件としています。

平成30年度からは、一次下請業者の社会保険等加入について、元請から誓約書の提出を求めます。また施工体制台帳で社会保険等の加入状況を確認し、未加入の事業者(法令等により適用除外となる事業者は除く。)については、是正を求めます。

社会保険等の未加入について、是正されない場合は工事成績評定を減点します。今後の取組として、指名停止等のペナルティを課すことも予定しています。

3 経営事項審査の審査基準の改正に伴う扱い

経営事項審査(経審)の審査基準が平成30年4月に改正されますが、新たな審査基準によって総合評定値に変更があった場合でも、平成30年度に適用する土木一式・建築一式業種のランク付けについては変更しない扱いとします。

4 低入札価格調査実施要綱に土木機械設備工事等の基準を明記

低入札価格調査基準価格と失格基準価格について、これまでに加えて土木機械設備工事等の工事も明記し、工事の種類ごとに次のとおりとします。

《低入札価格調査基準価格》

<p>(1) 土木関連工事、建築・設備関連工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 95% ・ 共通仮設費 90% ・ 現場管理費 80% ・ 一般管理費 30% 	<p>(2) 土木機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費＋直接製作費 95% ・ 共通仮設費＋間接労務費 90% ・ 現場管理費＋据付間接費 ＋設計技術費＋工場管理費 80% ・ 一般管理費等 30%
<p>(3) 土木電気通信設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 95% ・ 機器費 85% ・ 共通仮設費 90% ・ 現場管理費＋機器間接費 80% ・ 一般管理費等 30% 	<p>(4) 下水道機械設備工事、下水道電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 95% ・ 機器費 85% ・ 共通仮設費 90% ・ 現場管理費＋据付間接費 ＋設計技術費 80% ・ 一般管理費等 30%

《失格基準価格》

<p>(1) 土木関連工事、建築・設備関連工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 82% ・ 共通仮設費 75% ・ 現場管理費 65% ・ 一般管理費 27% 	<p>(2) 土木機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費＋直接製作費 82% ・ 共通仮設費＋間接労務費 75% ・ 現場管理費＋据付間接費 ＋設計技術費＋工場管理費 65% ・ 一般管理費等 27%
<p>(3) 土木電気通信設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 82% ・ 機器費 73% ・ 共通仮設費 75% ・ 現場管理費＋機器間接費 65% ・ 一般管理費等 27% 	<p>(4) 下水道機械設備工事、下水道電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 82% ・ 機器費 73% ・ 共通仮設費 75% ・ 現場管理費＋据付間接費 ＋設計技術費 65% ・ 一般管理費等 27%

その他のお知らせ

5 設計図書に対する質問回答期間の変更(制限付一般競争入札)

原則として、設計図書に対する質問受付日を公告日の翌週、木曜日午後1時から午後5時までとしていたのを、その翌日金曜日午後1時から午後5時までとし、その回答日を質問受付日の翌週、月曜日午前10時としていたのを、その週の水曜日午前10時からに変更します。

<例>平成30年4月6日公告

質問受付日時 4月12日(木) ⇒ 4月13日(金)

回答日時 4月16日(月) ⇒ 4月18日(水)

6 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	6日(金)	13日(金)
	27日(金)	
5月	11日(金)	25日(金)
6月	15日(金)	
7月	6日(金)	27日(金)

公 告 日		
8月	10日(金)	24日(金)
9月	7日(金)	21日(金)
10月	5日(金)	12日(金)
11月	2日(金)	22日(木)
1月	11日(金)	

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、法務課行政資料コーナーでもお知らせします。

7 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限

※前年度から変更はありません。

(1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件(準市内業者は1件)です。

手持ち工事とは、高槻市が発注した工事(水道部を含む)で、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札において、落札した案件(契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注を含む)で、かつ、完成検査の完了していないものとします。

※「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。

(技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。)

(2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者の専任配置ができる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件	第1希望・第2希望いずれか1件
1件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件	
3件	申込みできません	

※共同企業体結成を条件にした契約案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件とカウントします。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも(2)表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

(4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込みできる件数の制限を適用しません。

(5) 平成30年度からの新規業者は、平成30年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。

押さえておくべきポイント

- 手持ち工事がある場合は申込みできる件数が減ります。
- 第2希望の申込みは1件のみです。
- 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。
- 水道部案件も対象となります。
- 共同企業体構成員も対象となります。
- 指名競争入札案件は対象となりません。